公 告 第 2 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 28 日

京都府南丹広域振興局長 印

京都府南丹広域振興局長印

記

送達する書類	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
地方税法の規定により送達する書類	牛谷　ゆり子	
地方税法の規定により送達する書類	田村　直樹	
以下余白	以下余白	